◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５１号（H26. 6. 6）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝６件（５月２９日～６月５日分）
（１）貸切バスと乗用車の衝突事故
（２）貸切バスの火災事故
（３）タクシーが分離帯に衝突した事故
（４）トラックの多重衝突事故
（５）トラックの酒気帯び運転事故
（６）トラックの追突事故
２．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
３．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
４．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
６．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
７．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

営業所を置く貸切バスが乗員乗客４７名を乗せ走行中、乗用車と衝突する事故が発生。
この事故により、バスの乗客１３名が軽傷を負った。
事故のあった交差点は、右折車線が２車線で、バス側の信号が青になりバスが発進、右折進行したところ、右折進行先より乗用車が対向で直進してきた。
バスの右側のもうひとつの右折車線にトラックがあり、トラックは直進乗用車に気づいて急ブレーキをかけ事故を免れたが、乗用車は、バスの右側面に衝突した。

（２）貸切バスの火災事故
６月１日（日）午後７時５０分頃、群馬県内の国道において、埼玉県に営業所を置く貸切バスが空車で走行中、エンジンルームより出火を確認し、当該バスの運転者が消火器により消火した。
この火災による負傷者はいない。
火災当時、消防、警察には付近の通行人が連絡した模様で、当該バスは運行を終えて帰庫途中であった。

（３）タクシーが分離帯に衝突した事故
６月５日（木）午前４時４５分頃、東京都内の首都高速道路において、神奈川県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、首都高速の出口の分岐に差しかかったところで、分岐分離帯へ衝突した。
この事故により、乗客が腰骨及び鎖骨骨折の重傷、当該タクシーの運転者は軽傷を負った。
事故現場は、首都高速出口へのＹ字の分岐地点であり、当該タクシーの運転者は道路標識に気を取られ、回避行動をとることなく分離帯に衝突した模様。

（４）トラックの多重衝突事故
６月１日（日）午前８時４０分頃、北海道内の道道において、道内に営業所を置くトラックが走行中、前方の信号待ちの乗用車に追突し、さらに当該乗用車を含む前方の車両３両を巻き込む玉突き事故が発生。
この事故により、追突された車両の乗員計１２名が頸椎捻挫等の軽傷を負った。
事故当時、当該トラックの運転者は、対向車を気にして視線をそらしていたところ、前方の当該乗用車が停車したのに気付くのが遅れ追突した模様。

（５）トラックの酒気帯び運転事故
６月２日（月）午前６時２３分頃、鹿児島県の国道において、同県に営業所を置くトラックが走行中、前を走行する乗合バスを追い越すため車線変更した際に当該乗合バ

スと接触した。
この事故による負傷者はいない。
事故後、当該トラックの車内からアルコール飲料が見つかったため、警察がアルコール検査を行ったところ、運転者からアルコールが検知され逮捕された。
なお、当該トラックの運転者は、乗務前の点呼を受けずに出庫した模様。

（６）トラックの追突事故
６月４日（水）午後３時４０分頃、秋田県内の国道で、愛知県に営業所を置くトラックが走行中、前方で右折待ちのため停車していた軽乗用車に追突し、当該軽乗用車が対向車線に押し出され、対向車の自家用マイクロバス（２３名乗車）と正面衝突した。
この事故により、軽自動車の同乗者１名とマイクロバスの乗客１名が重傷を負い、マイクロバスの他の乗客８名が軽傷を負った。
事故現場は片側１車線の道路で、事故当時、当該トラックの運転者は、前をよく見ておらず、当該軽乗用車が停止していることに気づくのが遅れ追突した模様。

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

◇◇◇